

平成23年5月19日

八戸市地域公共交通会議  
会長 武山 泰 様

青森県八戸市根城5丁目12-19  
県南タクシー株式会社  
代表取締役社長 砂倉 教永



最終新幹線接続乗合タクシーの延長運行について（申出）

この度、標記事業計画について、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、別紙のとおり申し出いたします。

平成23年5月20日

東北運輸局長 殿

住 所 青森県八戸市根城5丁目12-19  
氏名又は名称 県南タクシー株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 砂倉 教永



一般乗合旅客自動車運送事業（路線不定期）の事業計画変更（運行態様の追加）認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条及び同法施行規則第14条の規定に基づいて、下記のとおり申請いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 青森県八戸市根城5丁目12-19  
名 称 県南タクシー株式会社  
代表者 代表取締役社長 砂倉 教永

2 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

3 変更しようとする事項

路線延長  
停留所の新設  
運行系統の新設

#### 4 事業計画

##### (1) 路線

- ① 起 点 青森県八戸市尻内町館田  
終 点 青森県八戸市田面木堤下  
キ 口 程 1.8km 道路種別 県道 20 号
- ② 起 点 青森県八戸市田面木堤下  
終 点 青森県八戸市根城大字西ノ沢  
キ 口 程 1.2km 道路種別 国道 104 号
- ③ 起 点 青森県八戸市根城大字西ノ沢  
終 点 青森県八戸市売市 2 丁目 1  
キ 口 程 1.8km 道路種別 国道 104 号
- ④ 起 点 青森県八戸市売市 2 丁目 1  
終 点 青森県八戸市新荒町  
キ 口 程 0.3km 道路種別 県道 251 号
- ⑤ 起 点 青森県八戸市根城大字西ノ沢  
終 点 青森県八戸市糠塚平中  
キ 口 程 1.9km 道路種別 市道
- ⑥ 起 点 青森県八戸市糠塚平中  
終 点 青森県八戸市新荒町  
キ 口 程 0.5km 道路種別 県道 340 号
- ⑦ 起 点 青森県八戸市根城 8 丁目 8  
終 点 青森県八戸市根城 8 丁目 1  
キ 口 程 0.6km 道路種別 市道
- ⑧ 起 点 青森県八戸市根城 8 丁目 1  
終 点 青森県八戸市根城 6 丁目 22  
キ 口 程 0.5km 道路種別 市道
- ⑨ 起 点 青森県八戸市根城 6 丁目 15  
終 点 青森県八戸市根城 9 丁目 13  
キ 口 程 0.6km 道路種別 市道
- ⑩ 起 点 青森県八戸市売市 3 丁目 2  
終 点 青森県八戸市根城 6 丁目 3  
キ 口 程 0.6km 道路種別 市道

- ⑪ 起 点 青森県八戸市根城 3 丁目 24  
終 点 青森県八戸市壳市 2 丁目 1  
キ 口 程 0.6km 道路種別 市道
- ⑫ 起 点 青森県八戸市根城 4 丁目 1  
終 点 青森県八戸市根城 3 丁目 4  
キ 口 程 0.6km 道路種別 市道
- ⑬ 起 点 青森県八戸市新荒町  
終 点 青森県八戸市八日町  
キ 口 程 1km 道路種別 国道 340 号
- ⑭ 起 点 青森県八戸市八日町  
終 点 青森県八戸市窪町  
キ 口 程 0.1km 道路種別 市道
- ⑮ 起 点 青森県八戸市窪町  
終 点 青森県八戸市番町  
キ 口 程 0.2km 道路種別 市道
- ⑯ 起 点 青森県八戸市番町  
終 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 6  
キ 口 程 0.6km 道路種別 県道 23 号
- ⑰ 起 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 6  
終 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 1  
キ 口 程 0.1km 道路種別 市道
- ⑱ 起 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 1  
終 点 青森県八戸市城下 1 丁目 1  
キ 口 程 0.1km 道路種別 市道
- ⑲ 起 点 青森県八戸市城下 1 丁目 1  
終 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 6  
キ 口 程 0.1km 道路種別 市道

(2) 新設乗降地点の名称及び位置並びに乗降地点間の距離

別紙のとおり

(3) 路線に配置する最大事業用自動車の長さ、高さ、又は車両総重量

| 車両 | 種別   | 定員 (人) | 車両の大きさ |       |        |         |
|----|------|--------|--------|-------|--------|---------|
|    |      |        | 長さ (m) | 幅 (m) | 高さ (m) | 総重量 (t) |
|    | 特定大型 | 10     | 5.0    | 1.7   | 2.3    | 2.5     |

(4) 運行系統及び運行時間

別紙のとおり

5 申請理由

八戸駅に到着する最終下り新幹線利用者の二次交通の確保のため、これまで、八戸駅から中心街（八日町）の間で道路運送法21条により、乗合旅客運送事業を行ってきたが、利用者より本八戸駅まで延伸して欲しい旨の要望があり、利便性の向上を図るため、運送区間を本八戸駅まで延長して申請します。

6 実施予定日

平成23年7月1日

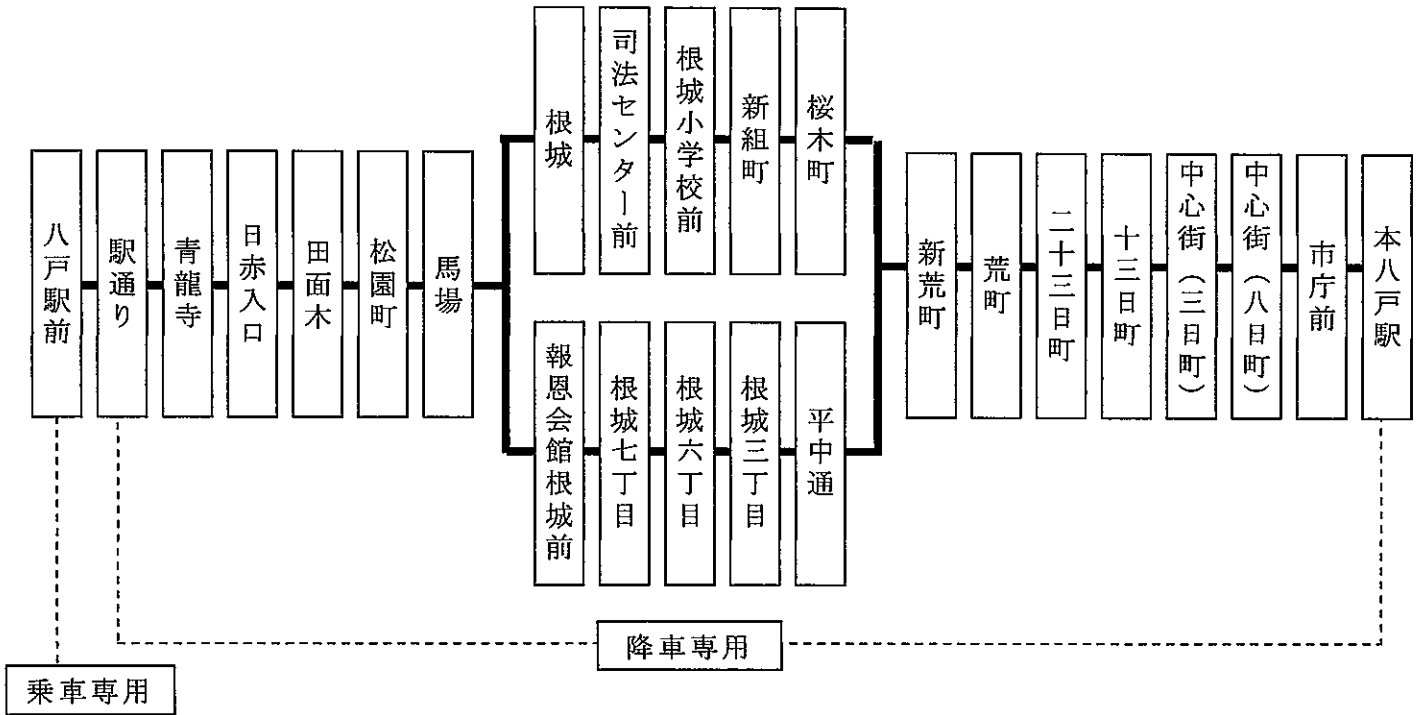
7 添付書類

- ・ 路線図
- ・ 運行系統図
- ・ 乗降地点一覧
- ・ 協議が調った証明書

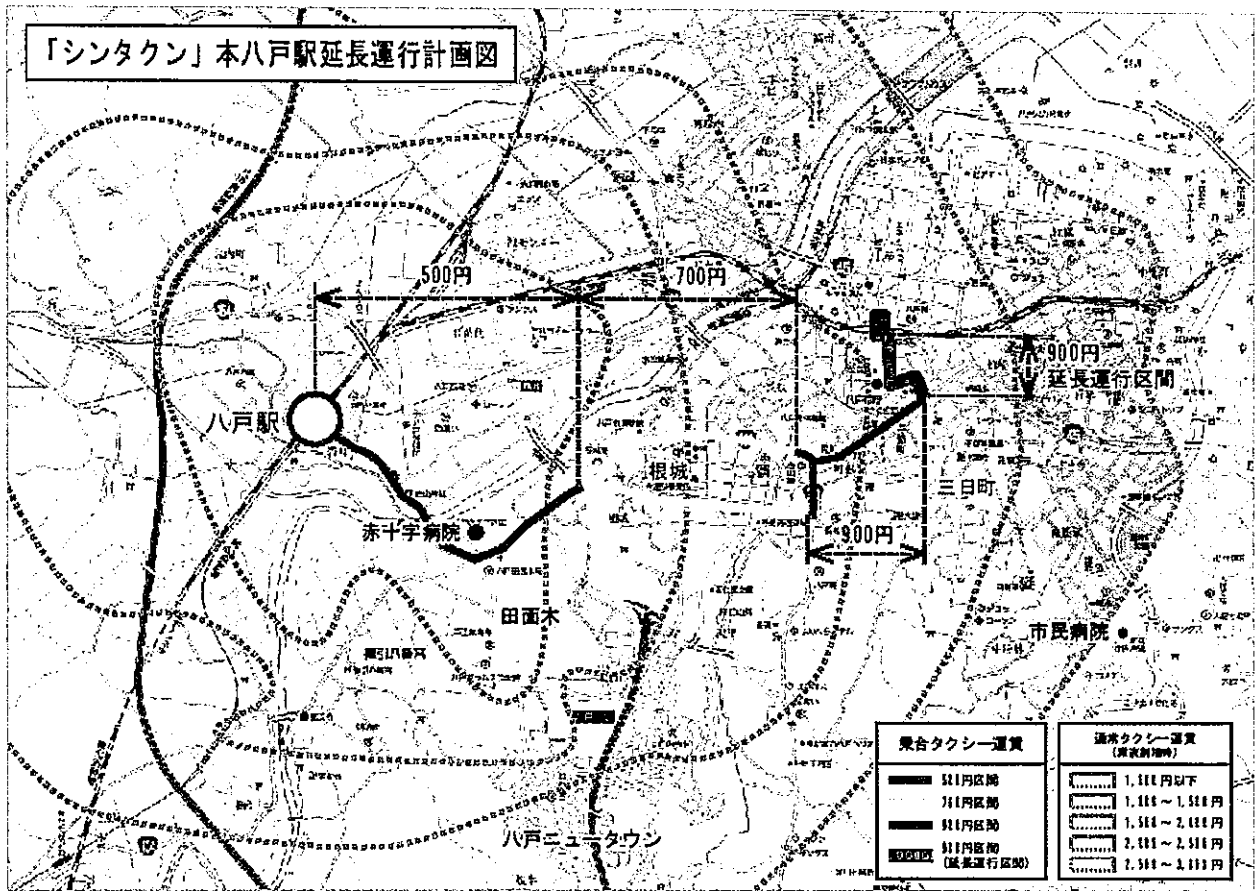
※別紙

## 運行系統及び乗降地点間距離並びに運行時刻

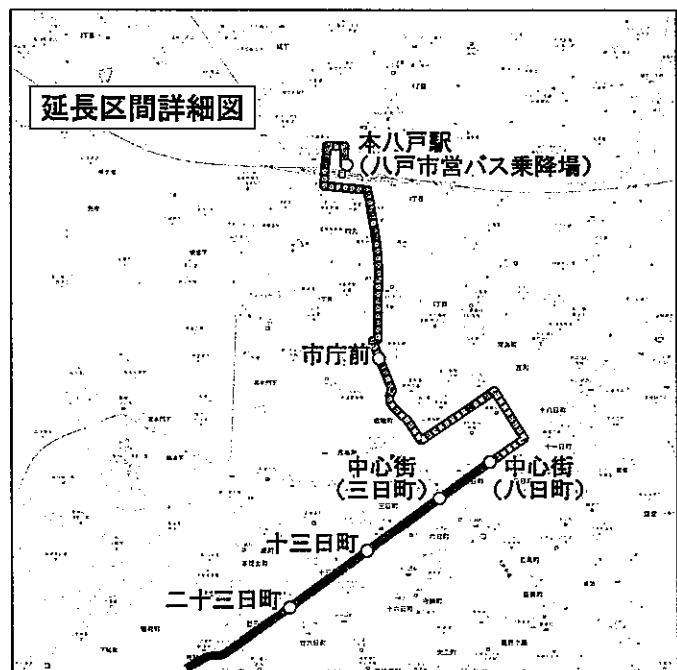
### 1. 運行系統



## 2. 路線図



<延長運行区間拡大図>



### 3. 乗降地点一覧

#### ・八戸駅前～馬場

| 乗車場所 | 降車場所 | 区間距離  | 累計距離  |
|------|------|-------|-------|
| 八戸駅前 | -    | -     | -     |
|      | 駅通り  | 0.1km | 0.3km |
|      | 青龍寺  | 0.5km | 0.6km |
|      | 日赤入口 | 0.8km | 1.4km |
|      | 田面木  | 0.2km | 1.6km |
|      | 松園町  | 0.7km | 2.3km |
|      | 馬場   | 0.3km | 2.6km |

#### ・馬場～新荒町

##### 区域運行区間（馬場～新荒町）

##### <司法センター系統>

| 乗車場所 | 降車場所    | 区間距離  | 累計距離  |
|------|---------|-------|-------|
|      | 馬場      | -     | -     |
|      | 根城      | 0.8km | 0.8km |
|      | 司法センター前 | 0.2km | 1.0km |
|      | 根城小学校   | 0.5km | 1.5km |
|      | 新組町     | 0.4km | 1.9km |
|      | 桜木町     | 0.3km | 2.2km |
|      | 新荒町     | 0.3km | 2.5km |

##### <根城七丁目系統>

| 乗車場所 | 降車場所    | 区間距離  | 累計距離  |
|------|---------|-------|-------|
|      | 馬場      | -     | -     |
|      | 報恩会館根城前 | 0.4km | 0.4km |
|      | 根城七丁目   | 0.3km | 0.7km |
|      | 根城六丁目   | 0.3km | 1.0km |
|      | 根城三丁目   | 0.4km | 1.4km |
|      | 平中通     | 0.6km | 2.0km |
|      | 新荒町     | 0.5km | 2.5km |

#### ・新荒町～本八戸駅

| 乗車場所 | 降車場所     | 区間距離  | 累計距離  |
|------|----------|-------|-------|
|      | 新荒町      | -     | -     |
|      | 荒町       | 0.2km | 0.2km |
|      | 二十三日町    | 0.4km | 0.6km |
|      | 十三日町     | 0.2km | 0.8km |
|      | 中心街（三日町） | 0.2km | 1.0km |
|      | 中心街（八日町） | 0.2km | 1.2km |
|      | 市庁前      | 0.6km | 1.8km |
|      | 本八戸駅     | 0.6km | 2.4km |

累計距離 7.4km



平成23年5月20日

東北運輸局長 殿

住 所 青森県八戸市根城5丁目12-19  
氏名又は名称 県南タクシー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 砂倉 教永



### 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃設定届出書

この度、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

#### 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 青森県八戸市根城5丁目12-19  
氏名又は名称 県南タクシー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 砂倉 教永

2. 設定しようとする運賃を適用する路線

地域公共交通会議で協議された路線

3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

5. 実施予定日

平成23年7月1日

※別紙

設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類及び額

| 旅客運賃の種類 | 区間    |             | 額     |
|---------|-------|-------------|-------|
|         | (乗車地) | (降車地)       |       |
| 普通旅客運賃  | 八戸駅前  | 馬場          | 500 円 |
|         | 八戸駅前  | 根城～桜木町      | 700 円 |
|         | 八戸駅前  | 報恩会館根城前～平中通 | 700 円 |
|         | 八戸駅前  | 新荒町～本八戸駅    | 900 円 |

(2) 運賃の適用方法

- イ. この運賃は、当社のタクシーで前記区間の旅客を輸送する場合に適用する。
- ロ. 子供運賃（12歳以下）は、設けない。
- ハ. 6歳未満については無賃とする。

(3) 運賃の算出基礎（1日1台当り）

公共交通会議による協議運賃

（既存の一般乗合自動車運送事業の対キロ運賃の3倍を基礎とし、3段階に区分して設定した。）

(4) 運賃の算出基礎（1日1台当り）

既存の一般乗合自動車運送事業の対キロ運賃の3倍を基礎とし、3段階に区分して設定する。